

議案第90号

関市総合体育館条例の一部改正について

関市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年12月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

サブアリーナの電灯料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市総合体育館条例の一部を改正する条例

関市総合体育館条例（平成10年関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4の表を次のように改める。

区分	金額（円）				
	メインアリーナ			サブアリーナ	
使用面積	全面	2分の1	3分の1	全面	2分の1
電灯料	500	300	200	200	100

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1備考4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る電灯料から適用し、同日前の使用に係る電灯料については、なお従前の例による。